

大阪市住之江区と株式会社桜光サービスとの区の情報発信に関する連携協定書

大阪市住之江区（以下「甲」という。）とすみのえLABOを運営する株式会社桜光サービス（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力して区政や地域の情報発信を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 区政・地域情報等の共有をはかること
- (2) 区政・地域情報等について相互に効果的な発信をすること
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（禁止事項）

第3条 本協定の実施にあたって、甲及び乙は次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがある行為
- (2) 政治活動又は宗教活動を伴う行為

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。なお、期間満了の1か月前までに甲乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、連携事項の検討・実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、報道機関等の第三者へ連携事項に関する公表を行う際は、予め甲乙でその対応を協議する。

2 前項の規定は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、有效地に存続するものとする。

(協定の解除)

第7条 本協定の実施にあたって、甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合、第5条の規定にかかわらず、相手方は本協定を解除することができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反する活動を行った場合
- (2) 政治活動又は宗教活動を行った場合
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条に掲げる者に該当する場合
- (4) その他住之江区長が認める場合

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和7年11月21日

甲 大阪府大阪市住之江区御崎3丁目1-17

大阪市住之江区役所

住之江区長

藤井 秀明

乙 大阪府大阪市住之江区住之江2丁目1-9

株式会社桜光サービス

代表取締役

鶴町 昭二郎

※ 協定書原本は、両当事者が自筆で署名しています。